

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた お客さまに対する特別対応のご案内について

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また感染が拡大する状況下において、影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、緊急事態宣言は解除されましたが、依然として経済が回復しない状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る追加の特別取り扱いを実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）の特別取り扱い（2021年3月26日追加）

契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる特別金利の適応をしておりますが、この適用期間を2021年7月31日から2022年3月31日に延長いたします。

なお、既に新型コロナウイルス感染症による特別取り扱いを適用されているお客さまにつきましても、特別金利の適用期間を2021年7月31日から2022年3月31日に延長いたします。

詳細につきましては下表をご確認ください。

対象契約者	全ご契約者（法人および個人） （ただし、変額保険・変額年金保険・一時払変額年金保険を除く）
金利	年利 0.0%
上記金利適用金額	契約者貸付限度額まで
特別金利適用期間	2020年2月18日から <u>2022年3月31日まで</u>
受付期間	2020年2月18日から <u>2021年12月31日まで</u>

下記の特別対応についても引き続き実施しております。

2. 保険料払込猶予期間の延長について

保険料の払込が困難なお客さまについては、2021年7月31日までの期間に弊社サービスセンターにお申出いただくことにより、保険料払込の猶予期間を2021年7月31日まで延長いたします。

対象地域：全都道府県

なお、2020年9月30日までにお申出いただき、既に保険料払込猶予期間の延長を適用されているお客さまについては、払込最終期日を2021年5月31日としておりましたが、この期日について

ても 2021 年 7 月 31 日まで延長いたします。

3. 保険金・給付金のお支払い

(1) お支払い対象となる給付金・保険金について

新型コロナウイルス感染症は、疾病入院給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。疾病入院給付金は、治療を目的とした入院に対してお支払いをいたしますので、検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、疾病入院給付金のお支払い対象となります。(ご契約内容によってはお支払いに所定の入院日数を要する場合があります)。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、死亡保険金のお支払い対象となりますが、災害割増特約等における災害死亡保険金や災害高度障害保険金についてもお支払い対象としてお取り扱いいたします。併せて、特別条件のうち保険金削減支払方法等において新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した場合には、保険金削減等を行わない取扱いをいたします。詳しくは 2021 年 2 月 19 日付当社ホームページ掲載の「[お知らせ：新型コロナウイルス感染症対応における災害死亡保険金等のお支払いについて（感染症法改正）](#)」をご覧ください。

(2) 疾病入院給付金における特別取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情等によりご自宅や病院以外の臨時施設にて医師等の管理下で療養された場合には、それに関する医師の診断書・証明書等をご提出いただくことで、原則としてその期間を疾病入院給付金のお支払い対象といたします。

4. 保険金・給付金・契約貸付金等の各種支払手続きに関する取り扱い

お客さまや医療機関の状況に応じて、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

お取り扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター（通話料無料） 0120-521-513

受付時間 平日 9:00~17:00（土・日・祝日および 12/31~1/3 を除く。）